法律

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「若しくは偽りの答弁をし」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。）その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十一項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う徴税吏員の
	同項の規定による検査	同条の規定の例により行う徴税吏員の検査
	又は同項の規定による	又は同条の規定の例により行う徴税吏員の
	含む。同項において同じ	含む

第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第三項、第七十五条第五項、第百四十一条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の十二第五項、第七百二十一条第五項又は第七百三十三条の十八第六項」を「第七十一条の十四第六項、第七十一条の五十五第七項、第七十一条の五十六第六項、第七十二条の四十六第六項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項、第百四十四条の四十七第六項、第百七十一条第六項、第二百七十八条第六項、第三百二十八条の十一第六項、第四百六十三条の三第六項、第五百三十六条第六項、第六百九条第六項、第六百八十八条第六項、第七百一条の六十一第六項、第七百二十一条第六項又は第七百三十三条の十八第六項」に改める。

第二十二条の二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第二十二条の四第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。）」を削る。

第二十三条第一項第四号イ中「法人税額」の下に「（各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第三十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（所得割の課税標準）」を付し、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第五項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年純損失金額（その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年純損失金額（次条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

一　事業資産特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。